

独立行政法人産業医学総合研究所の 平成14年度の業務実績の評価結果

平成15年8月19日
独立行政法人評価委員会

1. 平成14年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人産業医学総合研究所は、厚生労働省の附置機関であった産業医学総合研究所が、平成13年4月から位置づけを変え、新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の当研究所の業務実績の評価は、平成13年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標(平成13年度～17年度)の第2年度目の達成度についての評価である。

当研究所に対しては、国の附置機関から独立行政法人になった経緯をふまえ、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、平成13年度実績の評価の過程で生じた評価作業等に係る今後の課題や政策評価・独立行政法人評価委員会から当委員会に対し提出された第1次・第2次意見(平成14年11・12月付け)等を踏まえ、従来の評価方針に次のような新たな視点を加え、評価を実施した。

法人の社会に対する中長期的な役割に配慮して評価すること。

法人の長のリーダーシップの発揮、独立行政法人の利点を生かしたマネジメントに留意すること。

業務実績の目標数値がある場合にはその達成度合、定性的な目標の場合には具体的な業務実績を把握して評価すること。

業務実績と中期計画との間にかい離が生じた場合にはその発生理由等を把握し、妥当性等について評価すること。

予算計画等について業務ごとで計画と実績の差異がある場合にはその発生理由等を把握し、妥当性等について評価すること。

経年比較が可能な事項については適宜その結果を参考にして評価すること。

財務内容の評価にあたっては、法人の監事の監査報告書を参考にするとともに、必要に応じて意見を聴くこととする。

特に高い実績を上げた業務又は著しく実績が悪化した業務があった場合などについては、そのような業務の評価結果が人事や処遇等に適切に反映されているかなどについても考慮すること。

中期目標期間の終了に向け、個々の業務(特に実績が悪化傾向にある業務や新規に立ち上げた業務)について、それぞれ中期的観点から法人業務全体の中でどのように扱われるべきか考慮しながら評価すること。

(2) 平成14年度業務実績全般の評価

平成14年度は、独立行政法人として主体的な業務運営が求められるとともに、2年目を迎え、平成13年度の業務実績の評価において指摘された事項について改善が求められたところである。

そのような中で、平成14年度は、平成13年度評価委員会の指摘事項も踏まえ、国際研究交流情報センターを設置することとし、組織規則を改定したほか、個人業

績評価システムの導入による職員の意識改革等、新しい取組みがなされた。また、業務の中心である調査研究については、継続中の調査研究の今後の成果に留意が必要であるが、個別項目に関する評価結果にも見られるように全般としてほぼ適切に行われていると考えられる。

また、厚生労働大臣からの要請等に応じて、化学物質ばく露等による災害状況と原因に関する調査をはじめ、12件の災害調査を迅速かつ的確に実施している。さらに、研究成果を行政に提供し、例えば、じん肺に関する研究成果は、規則改正に寄与した。

これらを踏まえると、平成14年度の業務実績については、全体としては当研究所の目的である「労働者の健康の確保」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

平成14年度の業務実績は国民の求める研究活動に留意するなど一定の評価がなされるものであるが、今後も中長期的視点に立って、国民のニーズに応じた研究とともに国際的な視点を持った活動が行われることが重要である。

独立行政法人創設の目的の1つである弾力的・効果的な業務運営やこれに関する事項については、平成13年度に引き続き、努力を傾注しているが、限られた資源の中で、増大する調査・研究ニーズに的確に応えるためには、より効率的な業務運営が必要となるとの意見もあった。このような意見を踏まえつつ、任期つき研究員等の活用による弾力的な人事施策などを通じ、より効率的業務運営を図っていくことが必要である。

国民に対する調査研究等の普及啓発については、学会発表や学術雑誌への論文発表等は質、量ともに高い水準にあったほか、研究所の一般公開や近隣小学校の「総合的な学習」に協力する等平成14年度に新たな取組もなされたが、これらについては、さらに広範な取組を行い、今後、中期目標を達成するために、中期計画に沿って業務を運営していく中で適宜評価を行い、見直すことにより、対応することが必要である。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

業務運営の効率化については、業務運営体制、内部進行管理、外部資金の確保、経費の節減ともに一定の実績を上げており、中期目標に沿って取り組んでいる。

業務運営体制に関しては、研究部の体制にとらわれない柔軟なグループ別組織編成を行うとともに、それが機能し、重点研究領域特別研究課題の約8割が部の枠を越えて編成されたプロジェクトチームにより実施された他、外部評価委員会等の意見を踏まえ、国際研究交流情報センターを開設する等、着実な改革を行っていることは評価でき、今後の実績が期待される。

また、内部進行管理に関しては、内部評価委員会を開催し、研究所の業務の進捗

状況を把握するとともに、その結果を各担当者にフィードバックし、研究計画の修正、予算措置の変更等に具体的に反映させた他、個人業績のデータ登録管理システムを導入したことは、評価できる。今後、法人の長のリーダーシップ等により個人業績評価システムの導入が職員の意識改革等実際の業務運営に反映されることが期待される。

さらに、経費の削減に関しては、光熱水料等の節減、競争入札の徹底化等を行い、経費節減を図り、経費節減の要因分析を行っている他、幅広い領域から競争的外部研究資金も積極的に応募して21件を獲得するなど努力している。

なお、研究施設、設備の共同利用等に関しては、当研究所の研究資源の効率的な活用を図るため、資産貸付規程を定める等実施体制を整えたところであるが、具体的に共同利用を実施するため、今後一層のPRや共同研究の拡大への活用等について戦略的な検討等に努める必要がある。

(2)国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

調査研究に関する業務内容

調査研究については、より国民の求める研究活動に留意するなど当研究所の目的である労働者の健康の確保に寄与している。

労働現場のニーズの把握に関しては、労働衛生研究の効率的な推進方策について検討するために、外部の有識者を集めた労働衛生重点研究推進協議会を開催し、その中で広く情報交換を行うとともに、国内の研究実施状況調査を開始した他、行政との連絡会議、客員研究員等との研究交流会等を通じた現場のニーズの把握などに取り組んでいる。

また、プロジェクト研究については、中期計画に基づき行政ニーズ及び社会的ニーズに合致した研究活動を実施し、成果を上げているとともに、当研究所の外部専門家による研究評価も適切に行われ、これを研究管理に反映させている。

さらに、基盤的研究については、中期計画に基づき行政ニーズ及び社会的ニーズに合致した研究活動として、71の研究課題について実施した。

上記の研究とともに、行政機関等からの要請に対応して、迅速かつ的確に産業災害の調査を実施したことは評価すべきであり、加えて、労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等についても、例えば3万件以上の多数の業務上疾病事例を分析し、データベース化するなど、多くの情報を収集し、行政に提供した。

国内外の労働衛生に関する基準の制定や改定については、WHO、ISO、OECD等の国際機関に設置された16の委員会への役職員を派遣し、研究成果を国際基準等に反映させる等国際的な貢献を図る他、研究成果を疲労蓄積度自己診断チェックリストの作成、労働者へのダイオキシンばく露と健康影響に関する報告書作成等に大きく貢献したことは高く評価できる。

なお、個々の研究の質の向上や業務の効率的運営の観点から、基盤研究とプロジェクト研究の重複がないか、社会的ニーズを適切に把握しているかどうか等について今後も十分に配慮しながらすすめることが重要である。

調査研究成果の普及及び活用

調査研究成果の普及及び活用については、積極的な学会発表、論文発表等意欲的に行われている。

国内外の学会での発表、論文発表に関しては、学会発表（226回）、論文発表（143編）とも、中期目標を達成するための数値目標を単年度数、前年度からの累積数ともに大幅に上回る活発な研究発表等が行われ、質的にも学協会論文賞等を7件受賞する等、高く評価されている。

また、学会のみでなく、技術専門誌、雑誌、講演、ホームページなど幅広い手段により、研究成果等を発信しており、中でも労働衛生重点研究推進協議会でシンポジウムを開催し、その結果などを取りまとめて報告書として出版するなど、効果的に取り組むとともに、労働衛生機関等への情報提供も、「Industrial Health 誌」や「産医研ニュース」等を継続的に発行している等、高く評価できる。さらに、「Industrial Health 誌」を通じた学術情報等の提供による一層の国際貢献を目指す等、今後さらなる内容の充実に努めることが重要である。

さらに、国民一般向けに講演及び施設紹介を行った他、隣接小学校の「総合的な学習」に協力し、子供達に研究所の紹介を行う等の積極的な取組を行った。

なお、知的財産の活用促進に関しては、前年度に制定した職務発明規程により、発明者の権利等に特段の配慮をする等、特許取得を積極的に進め、平成14年度は新たに4件の特許出願を行っている。一般的に特許権の取得があまり多くない分野であるが、特許の評価制度をさらに推進すること等により、特許取得の増大の取組を行うと同時により広範な特許の活用法についても検討する必要がある。

今後は、ホームページのアクセス解析、研究所の一般公開等も含め、調査研究成果のより効果的な一般社会への普及及び活用を進めていくことが期待される。

外部機関との協力の推進

研究員等の受入、研究所職員による他機関への職員の派遣等については、計画通り実施している。

また、労働衛生分野における中核的研究機関として、国内外の研究機関との研究交流、大学等との共同研究を積極的に行っており、関係者との研究協力については、国際研究協力協定に基づく派遣及び新たな協定の締結などを含め、成果を得ている。

なお、研究交流等については、数だけではなく、実質的成果を産むような実施にも留意することが必要である。

(3)財務内容の改善等について

光熱水料等の節減、競争入札の徹底化等を行い、経費節減を図った。一方、運営費交付金以外の収入の確保については、競争的研究資金や受託研究等合計21課題と前年比2.2倍の外部研究資金を導入する他、技術指導・委員派遣等により自己収入を確保する等、積極的に進めている。自己収入についても、それに係る費用を適切に管理し、経費節減に取り組むことが望ましい。

なお、施設、基盤的整備の更新については中期的な見通しに立った計画が必要であるほか、調査研究活動等への資源の効率的な投入のために外注費と非常勤職員の雇用のバランスを考慮することが期待される。

予算等、職員の採用、人事の計画については、計画どおり適正に実施されているが、任期つき研究員の活用等の弾力的な運用による人事の活性化に留意して取り組む必要がある。